

広島県告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、甲世衛生組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和五十五年一月二十五日施行）を令和二年四月一日から廃止する。

令和二年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦